

内閣参質一七九第四〇号

平成二十三年十二月九日

内閣総理大臣 野田 佳彦

参議院議長 平田 健二殿

参議院議員浜田昌良君提出高等学校卒業程度認定試験合格者が海外の大学に進学する際の奨学金の利用に
関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員浜田昌良君提出高等学校卒業程度認定試験合格者が海外の大学に進学する際の奨学金の利
用に関する質問に対する答弁書

一及び二について

独立行政法人日本学生支援機構においては、平成十六年度から、外国の大学に入学する者も御指摘の奨
学金の貸与の対象としているところ、高等学校卒業程度認定試験の合格者及び認定試験科目合格者（高等
学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）第八条第二項に規定する認定試験科目合格
者をいう。）（以下「高卒認定試験合格者等」という。）を想定していなかったため、現在のところ、外
国の大学に入学する高卒認定試験合格者等に申込資格を与えていないが、御指摘の点については、高卒認
定試験合格者等と御指摘の「一般の高等学校卒業生」との公平という観点から、高卒認定試験合格者等が
来年度以降外国の大学に入学する場合も、所定の要件を満たせば、奨学金の貸与を受けることが可能とな
るよう、速やかに制度の見直しを図る予定である。

